

規制の事後評価書

法令の名称：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

規制の名称：原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者に対する検査制度の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 検査監督総括課

評価実施時期：令和7年8月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

- ・原子力施設を運用する事業者の安全確保に対する一義的責任を明確化する観点から、原子力施設の基準への適合性について、原子力事業者自らが検査を行うことを義務付けた。一方、原子力規制委員会が実施してきた原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、これらを原子力規制検査として一元化し、事業者が法律に基づいて講ずべき措置についての実施状況を適時適切に網羅的に監視するとともに、その結果に基づき総合的に評価し、必要に応じて原子力規制委員会が指導、勧告その他必要な措置を講ずることとした。

＜今後の対応＞

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

☒ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①原子力規制検査の一元化	事前評価時	国が事業者の保安活動全体を総合的に監視・評価し、その結果に基づき総合的に評定し、評定結果を次の検査に反映させる仕組みとすることで、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組む意識・意欲を高める制度となるので、施設の一層の安全性向上に資するのみならず、事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下などの便益が生じると考えられる。
	事後評価時	・「施設の一層の安全性向上」について 原子炉等規制法第 61 条の 2 の 2 の規定のとおり、原子力施設や保安活動等に係る細分化された検査については、それらを「原子力規制検査」として一元化し、適時適切に網羅的に監視している。 本制度では、原子力安全に対する第一義的責任が原子力事業者等にあることを明確化したうえで、原子力検査官が個別の機器・設備の基準への適合性等を逐一確認するのではなく、原子力事業者等が行う保安活動の全てについて、サンプリング等の手法を活用するなどにより適正に行われているのかを確認する仕組みとなったため、原子力事業者等が主体的に安全確保に取り組むこととなった。 また、原子力規制委員会が実施する監視・評価においては原子力検査官の増員や、プラントシミュレーターを使用した研修などによる力量向上に加えて、事業者活動を監視する手法を明確化した「検査ガイド」を整備しており、原子力事業者等の保安活動を適切に監視できるよう、検査ガイドの立案・改正作業を継続的に実施しているところである。 さらに、これらの監視を通じて把握した事象への規制対応を検討する際にはリスク情報を活用することなどによって、安全上の重要性に応じた効果的かつ効率的な検査を実施することとしている。 加えて、原子力規制検査及びそこから得られた総合的な評定の結果を、原子力事業者等に通知、公表することにより、原子力事業者等の継続的改善を促すとともに、原子力事業者等が導入した是正措置プログラム（CAP）により、検査指摘事項を含む検査の結果に対応して、自らの課題を迅速かつ適切に是正することができるようになった。 このように原子力事業者等の継続的改善が実施される効果的かつ効率的な検査制度への転換が図られ、従前の検査制度に比べ、原子力施設における安全性の向上につながっているものと考えられる。 ・「事業者の水準に応じて、他の事業者との差別化や検査申請費用の低下」について 本制度においては、事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合に、その程度に応じ、追加検査を実施することとしている。また、追加検査の実施にあたっては、その程度に応じた検査手数料を徴収している。 こうしたことから、事業者の安全活動の水準に応じた規制活動の差別化や遵守費用の差別化が行われているものと考えられる。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

従来、国が行ってきた基準への適合に係る規制検査を事業者が主体となって行う検査に移行することとなる

が、これまでも、国の検査の受検前には事業者が自主的に自らの施設について基準への適合を確認している状態であり、実質的には大きな追加費用は発生しないと想定していたが、当初の予定どおり、事業者の活動が大きく変わった訳ではなく、大きな追加費用は発生していない。

■行政費用

		算出方法と数値
①原子力規制検査に要する費用	事前評価時	従来、国が行ってきた規制検査を事業者による検査に移行させ、原子力規制委員会は、事業者の保安活動全体を対象に総合的な監視・評価を実施することとなるので、新たな検査を実施する検査官の増員を行う予定である。具体的には、平成 29 年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門において計 40 名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。これら検査官の育成のための行政費用等の増加が見込まれる。
	事後評価時	・原子力施設の検査を行う部門における体制の整備については、令和 2 年から令和 6 年度にかけて約 30 名の検査官の増員措置を講じた。 ・検査官を育成する部門における検査官の育成のための行政費用については、5 年間にわたって「原子力検査官等研修事業」等の予算を約 40 億円要求・執行し、検査官の育成や検査官の力量の維持向上を行った。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

—

3 考察

- ・本政策の発端となった平成 28 年 4 月に公表された国際原子力機関（IAEA）による総合規制評価サービス報告において指摘された検査制度における問題点（事業者責任の明確化、複数の検査制度の一元化）が解消され、適時適切な監視活動がなされていることから、本制度は適切に運用されている。引き続き、制度面・運用面の継続的改善を進めながら、本制度を継続する必要がある。